

IV
25

政令第 号

公職資格審査会設置令を廃止する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

公職資格審査会設置令（昭和二十六年政令第二百二十一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中公職資格審査会の項を削る。

4-2
35

天野 472

26.11.15
高津

理由

覚書該当者としての指定の取消に関する内閣総理大臣の諮問に対し
公職資格審査会の答申を終了したからである。

家照法令

公職資格審査会設置令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十一号）に基き、この政令を制定する。

（設置）

第一条 公職に就する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）の規定による
覚書該当者としての指定を受けたる者（団体等規正令（昭和二十四年政令第六十四号）オ十三条
の規定により公職に就する就職禁止、退職等に関する勅令による覚書該当者としての指定
を受けたものとみなされた者を含む。以下「覚書該当者」という。）の指定の取消又は指定
の理由の一部の取消につき審査を行うため、総理府の附屬機関として公職資格審査会（以下
「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審査会は、公職に就する就職禁止、退職等に関する勅令オ四条のニオ一項の規定
による覚書該当者の指定の取消又は指定の理由の一部の取消につき、内閣総理大臣の諮
問に應じその意見を答申するものとする。

（組織）

第三条 審査会は、委員七人以内を組織する。

一 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

二 審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

三 会長は、会務を総理する。

（議事）

第四条 審査会は、会長を含み委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

一 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は会長の決するところによ
る。

（秘密を守る義務）

第五条 委員は、内閣総理大臣が公表した事項を除き、審査会の審査に関する事項を外部
にもつてはならない。

（庶務の処理）

第六条 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房庶務課において処理する。

（雑則）

第七条 前四条に規定するものを除く外、議事の手續その他審査会の運営に關して必要な
事項は、会長が定める。

附則

- この政令は、公布の日から施行する。
- 総理府設置法（昭和二十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

国土総合開発審議会	国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せしめられたる事項を行うこと。
国土総合開発審議会 公職資格審査会	国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せしめられたる事項を行うこと。 公職資格審査会設置令（昭和二十六年政令第二百二十号）に基づきその権限に属せしめられたる事項を行うこと。

内閣総理大臣 吉田 茂

総理府設置法抜粋

第十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それを下欄に記載する通りとする。

表略